

第1章 策定にあたって**1 策定の目的**

- ・文化芸術の意義、定義
- ・現基本計画（第3期）の後継として、文化芸術基本法及び障害者文化芸術活動推進法に基づき、市の文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定

2 計画の位置づけ

- ・久留米市総合計画（令和8年度策定予定）を上位計画とし、文化芸術分野の個別計画として策定

3 計画期間

- ・令和7年度～令和12年度（5年間）
※市総合計画（前期基本計画）の計画期間とあわせる

第2章 久留米市の文化政策を取り巻く状況**1 国の動向**

- ・文化芸術基本法及び第2期文化芸術推進基本計画（令和5～9年度）
- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律及び障害者文化芸術活動推進基本計画第2期（令和5～9年度）
- ・文化観光推進法の制定（令和2年）
- ・文化財保護法一部改正（令和3年）

2 社会環境の変化

- ・人口減少と少子高齢化 →文化芸術の担い手不足、鑑賞者など需要の減少
- ・国際化、グローバル化の進展 →文化的多様性や相互理解促進
- ・デジタル化の進展→表現形態、情報発信の多様化
- ・文化芸術が果たす役割が増大 →生きる喜びや誇り、人と人とのつながり等

3 市の文化政策の現状と課題

- ・現計画の総括目標の達成状況（市民の文化芸術の鑑賞・活動状況の調査結果）
- ・現計画に基づく主な取組みの成果と課題
- ・市民やこどもの声（市民意識調査、各種アンケート等）

第3章 計画の方向性**1 策定にあたっての視点**

- ・久留米市文化芸術振興条例や現基本計画の基本理念を引き継ぐ
- ・コロナ禍を経て再認識された文化芸術が持つ力をより発揮できるような、「市民が主体」の「楽しい」まちづくりの計画とする

2 基本理念

市民が主役の楽しい文化創造都市・久留米

3 目指すまちの姿

文化芸術に触れる場や機会がちりばめられ、誰もが暮らしの中に喜びや楽しみを感じられるまち

（※現計画：久留米シティプラザや美術館などの文化施設や暮らしの身近な場所で、様々な文化芸術を鑑賞したり、活動したりする人が増え、心豊かな市民生活を創造するまち）

4 基本方針

基本方針1 文化芸術を**楽しむ**（参加する）

基本方針2 文化芸術を**育む**（担い手育成）

基本方針3 文化芸術を**守る・つなぐ**（文化資源の継承と活用）

基本方針4 文化芸術を**活かす**（文化芸術を活用したまちづくりの推進）

5 計画の体系 ※体系図**第4章 基本施策・主な取組****1 基本施策**

(1) 文化芸術を**楽しむ**

→誰もが文化芸術に触れる機会の創出

(2) 文化芸術を**育む**

→人材育成、若者の活動の場支援等

(3) 文化芸術を**守る・つなぐ**

→文化財の活用、文化団体への支援
文化施設の管理運営・連携促進等

(4) 文化芸術を**活かす**

→観光や地域活性化への活用、情報発信等

2 成果指標

- ・文化芸術に触れ心豊かに暮らしていると感じる市民の割合（市民の満足度）等

第5章 計画の推進**1 推進体制**

- ・市民や文化芸術団体、行政、（公財）久留米文化振興会、審議会の役割

2 計画の進行管理